

政統発0227第1号
平成30年2月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）

平成30年国民生活基礎調査のうち保健所長を通じて実施する
調査に関する事務の処理基準について

国民生活基礎調査（基幹統計調査）の実施につきましては、平素から特段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

国民生活基礎調査に関する事務につきましては、統計法施行令第4条により法定受託事務と位置づけられ、また、地方自治法第245条の9において、国は地方公共団体が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（以下「処理基準」という。）を定めることができるとされております。

つきましては、平成30年国民生活基礎調査のうち保健所長を通じて実施する調査に関する事務の処理基準を下記のとおりといたしますので御了知いただきますとともに、指定都市市長、中核市市長、地方自治法第252条の22第1項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（平成29年政令第286号）により中核市に指定される市の市長及び保健所を設置する市区（指定都市及び中核市を除く。）の市区長への連絡につきましても併せてよろしくお願い申し上げます。

なお、下記の処理基準から除外されている事項につきましては、地方自治法第245条の4に基づく「技術的な助言」となりますので、併せて御了知願います。

記

- 1 「平成30年国民生活基礎調査の実施について（通知）」（平成30年1月30日付け政統発0130第1号）中「5 厚生労働統計親標本設定」、「6 調査の客体」、「7 調査の機関」、「8 調査票の作成」及び「9 調査票等の提出期限」
- 2 「調査の手引」中「第2 調査の日程と調査員の仕事の要点」、「第3 調査の対象」、「第4 仕事の進め方及び留意点」、「第5 要図、世帯名簿等の書き方」、「第6 調査票の調査員記入欄の記入の仕方」、「第7 調査票の審査の要点」、「第8 調査票の世帯記入欄の記入の仕方」及び「第9 調査を安全・正確に行うための留意点」
- 3 「指導員の手引」中「第1 指導員の設置」及び「第2 指導員の仕事」
- 4 「地方機関事務要領」中「第2 調査事務の概要」、「第3 調査の流れと地方機関の仕事の要点」、「第4 都道府県における事務」、「第5 指定都市・中核市における事務」、「第6 保健所設置市・特別区における事務」、「第7 保健所における事務」、「第8 調査事務日程の作成」及び「第9 ポスターの活用」